

ボスニア・ヘルツェゴビナ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠		外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準		日本人か外国人かにかかわらず本ルート	
III 作成すべき文書等 (訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文		ボスニア語	
V 費用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	